



国選弁護日誌



刑事弁護委員会

菅野 浩平 Kanno Kohei (69期)

第一声

「福島みずほを連れてこい」

これが、秋田さん（仮名）の第一声でした。ここは鹿児島県の離島、奄美大島にある大島拘置所。私は、被告人段階から国選弁護人に選任され、拘置所のガラス越しに彼のその言葉を聞いていました。

起訴状によれば、被告人は秋田さんという男性であり、80歳と高齢でした。秋田さんは、島内のスナック前の路上で、女性に対して、左手の甲をぶつけて暴行したとされていました（暴力行為等処罰に関する法律違反）。

秋田さんは、接見室で険しい顔をして怒り、とにかく女性の弁護士でなければダメだと主張しました。私には一体何がダメなのかも良く分かりま

せんでしたが、とにかく私ではダメな様でした。その後、接見室には「帰れ！！」という言葉が響き、初回の接見は終わりました。

被害者の主張

私が秋田さんへの対応を考えている内に、検察官からは証拠が開示されました。

証拠の中には、犯行当時の秋田さんの行動を把握できる（防犯カメラ等の）客観的証拠はなく、被害者の供述調書が、秋田さんの犯行当時の行動を知るための唯一の証拠でした。

その供述調書の内容は、簡単に書けば「被害者が、なじみのスナックに行くと、（初対面の）秋田さんがスナックの前におり、理由なく殴られた」というものでした。

刑務所の往復とアルコール性認知症

その他の証拠からは、秋田さんの今までの生活が大まかに把握できました。

秋田さんは、ここ20年で8件の前科を有し、刑務所を出ては、すぐ入るという生活を繰り返していました。具体的には、刑務所から出た後、刑期中に貯まっていた年金を宿泊費や飲み代に使い切ってしまう。それでも、宿泊施設やスナック等の利用をし続け、最終的には宿泊施設やスナック等と支払いについて言い合いになって暴行を振るう、というのがお決まりのパターンの様でした。

今回の事件も、秋田さんが出所してから1か月で発生したものでした。

また、証拠の中には、秋田さんが「アルコール性認知症」（証拠いわく、アルコールが入ったときに認知症の症状が生ずるもの）であることの診

断書も存在していました。

そのため、私は、今回の事件には、アルコール性認知症等が影響していると予想して弁護活動をしていくことにしました。

故意と国家権力とコーヒーと

証拠が開示された後、私は、再度、接見へ向かいました。

どうにか事件のことを聞き出していると、秋田さんは、「叩いたのはわざとじゃない」「手を出したら、顔に当たったんだ」と、故意がなかったような主張をすることがありました。ただ、その後には、「無礼な奴だから叩いた」「わざと叩いたんだ」などと真逆の主張をすることもあり、この事件を認め事件と扱った方がいいのか、それとも否認事件と扱った方がいいのか、それすら判断できませんでした。

そのほか、長く話を聞いていると、秋田さんが国家権力を嫌っていることも分かりました。

秋田さんの話していることを、善解すれば、「国家権力は信用ならず、国選弁護人もその国家権力が選んだ人物であるから信用ならない」「役所や福祉機関もその手先であるから、そいつらの世話にはならない」と考えているようでした。そして、「弁護人も検察官も裁判官も国家権力の手先であるから、裁判では一切話すことなどない」ということでした。

また、事件とは直接関係ありませんが、秋田さんは、相当なコーヒー好きらしく「コーヒーを拘置所内で買いたいから、お金をくれ」との話を繰り返してしていました。しかし、私は、お金を貸すことはできないこと、現物のコーヒーは差し入れできないことを伝えることしかできませんでした。

黙秘をする被告人と語気強い弁護人

私は、結局、初公判では故意と責任能力を争うことを宣言しました。この判断に行きつくまでに私なりに多くの葛藤があったのですが、ここでは

割愛します。

他方、秋田さんは、「国家権力に話すことはない」と言って、罪状認否にも回答することはありませんでした。

続く第2回公判では、被害者尋問が行われました。私は、秋田さんの故意を否定するため、懸命に反対尋問を行い、ときには語気が強くなってしまいうこともありました。

「あんた、なかなかやるな」

私は、第2回公判後、今の裁判の状況等を伝えるため、秋田さんの接見に向かいました。すると、接見室には笑顔の秋田さんが座っており、「あんた、なかなかやるな」と嬉しそうに話をしてくれました。

どうやら、秋田さんは、私の被害者に対する反対尋問に好印象を持ってくれたようです。

いつもより話しやすい秋田さんを前に、私が現在の裁判状況を話すと、秋田さんは「おう」と上機嫌の回答をした後、こう言いました。

「ところで、裁判が長くないか？早く刑務所に行きたいんだけどな」

「刑務所ではな、コーヒー買えるんだよ。自分が働いた金でな。それが飲みたいんだよ」

「それに、ここには話し相手なんていないだろう。寂しいんだよ」

秋田さんの気持ち

私は、「少し方針を検討させてほしい」と言って、その場を後にしましたが、「早く刑務所に行きたい」という秋田さんの言葉に、私の心はぐらついていました。

今まで、無罪主張をすることこそが、秋田さんにとって最善の弁護だと思っていたからです。

その後、頻繁に拘置所に通いました。秋田さんは、被害者尋問以後、自分の気持ちを話してくれるようになっていました。

その上で、秋田さんの「早く刑務所でコーヒーを飲みたい」「刑務所に行って話し相手が欲しい」

という気持ちは動かない様でした。

「責任能力を争っているときに、どこまで本人の意思を尊重すべきか」は難しい問題でしたが、私は秋田さんに何度も意思を確認し、結局、故意と責任能力を争わず、情状弁護をして、迅速に裁判を終わらせるよう方針を変更することにしました。

弁護人が情状になる

情状弁護に方針変更をしたものの、秋田さんには、アルコール性認知症であったこと以外に有利な情状がほとんどありませんでした。

特に、秋田さんは、国家権力を嫌っており、絶対に福祉の支援を受けないことを表明していましたし、裁判で一切回答しないことも表明していました。そのため、福祉機関とつなげることや、公判で反省の弁を述べさせることは難しい状況でした。

私はたまたま、親しくしていた池田征弘弁護士（当時は法テラス奄美法律事務所代表弁護士、現在は社会福祉法人南高愛隣会長崎県地域生活定着支援センター所属）に対して、「どう情状弁護をすればいいのか」を相談しました。すると、池田先生からは、「情状が何もなくても、弁護人が情状になることはできるはずだよ」という回答がありました。

「弁護人が情状になる」という言葉の真意は、私にとって甚だ難解でしたが、簡単に言えば、「弁護人自身が、被告人の社会復帰にとってのキーパーソンになる」ことや、「弁護人と被告人との関係・対話自体が情状の事由になる」ことを意味するのだろうと理解して、行動に移すことにしました。

実際の情状弁護

私は、池田先生からのアドバイスと、いただいた資料を参考に、「刑務所にいるときと刑務所を出たら読む本」を作成しました。

けいむしょ
刑務所にいるとき
と
けいむしょ
刑務所を出たら
よ ほん
読む本

●●●●さんへ

この本は、刑務所を出るまで必ず持っていて下さい。

刑務官等の刑事施設職員の方へ
弁護人弁護士 菅 野 浩 平

●●さんが出所してから役立つと思われる情報を書いてありますので、●●さんが「いらない」「捨てる」などと言っても、できるだけ持っておくように促して頂けないでしょうか。

福祉関係の方へ

●●さんは、今まで刑務所に入っていました。
●●さんの情報として、必要なことを可能な限り書いていますので、これをご覧頂けないでしょうか。

1

けいむしょ
刑務所にいるときに読んでください

●●さんは、暴力で何度も刑務所に入っています。

それは、左の絵のように、お酒を飲むことや認知症の影響で、怒りおぼくなってしまふことが原因だと私は思っています。

●●さんが、今後、誰かに暴力を振るわないためには、

認知症の治療をする
お酒を飲まない
怒らない練習をする

ということが必要です。

また、怒ってしまったとしても、

人を叩いたり、暴れたら、
また刑務所に行く

ということを思い出して下さい。

3

けいむしょ で
刑務所から出たときにタクシーの運転手さんなどに

このページを見せて下さい。または、電話をして下さい。

〒890-8517 鹿児島県鹿児島市鴨池新町1番7号（県社会

福祉センター）

鹿児島県地域生活定着支援センター

電話 099-213-4055

〒880-0007 宮崎県宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合

センター人材研修館内

宮崎県地域生活定着支援センター

電話 0985-86-6111

運転手さんなどへ

この方は、●●●●（●●●●）さんといいます。

刑務所から出たばかりです。上の福祉施設まで連れて行って頂けないでしょうか。

もしも、今いる場所が鹿児島県又は宮崎県でない場合、お手数ですが、近くの「地域生活定着支援センター」を探して、連れて行って頂けないでしょうか。

6

この本には、秋田さんに刑務所で読んでもらうページに「なぜ今回の犯罪に至ったのか」を記載し、刑務所から出たときに福祉施設に行くことができるように、タクシーの運転手さんに向けたページに、地域生活定着支援センターの住所を記載しました。

また、この本の作成後、朗報がありました。それは、秋田さんから「あなた（弁護人）の言うことなら、答えてやってもいい」と了解を得られたことです。

そのため、被告人質問実施時、「刑務所を出ても、福祉施設のお世話にはならない」とは言いつつも、「あなた（弁護人）が言うなら、刑務所から出たら、とりあえずはタクシーに乗って（本に書いてある）福祉施設に行くだけ行ってもいい」というような回答を、秋田さんから引き出すことができました。

そして、弁論では、これらのことに言及した後、裁判官へこう伝えました。

「秋田さんがこれから生きるためには、医療と

福祉の力が必要です。判決の際、どうか裁判官からも、このことを口頭で秋田さんに伝えていただけないでしょうか」

判決

判決は相場どおり、求刑の約8割の実刑判決でした。

しかし、裁判官は、判決文を読み終えた後、秋田さんを見ながら、「あなたには、医療や福祉の支援が必要だと思います。刑務所から出たら、病院や福祉施設へ行くようにしてください」と話をしてくれました。

後日談

秋田さんが刑務所へ収監された後、私は、奄美大島から東京に戻ることになりました。東京に戻る途中に長崎県を旅行していたところ、私の携帯電話に秋田さんの姪だという方から電話がありました。

その内容は、秋田さんが刑務所内で亡くなったことを知らせるものでした。

また、秋田さんの持ち物に「刑務所にいるときと刑務所を出たら読む本」があり、本に書いてあった弁護人である私にお礼をするために電話をしてくださったとのことでした。

「秋田さんは、何も考えずに、あの本を持っていたのだろう」と思う反面で、それでも本を捨てずに持っていたことが分かったとき、私はえも言われぬ気持ちになりました。ただ、それだけに、秋田さんが亡くなったという知らせは、私を落ち込ませました。

私が勝手に敬愛する神山啓史先生は、「弁護活動によって結果が変わらない事件でも、弁護人が一生懸命やれば、それは被告人に伝わる」と仰っていました。私の情状弁護がそれにあたるかは分かりませんが、同様の事件を担当したら、また一生懸命に情状弁護をしたいと思っています。

